

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)

◇規 則 目 次
鳥取県公害防止条例施行規則

規 則

鳥取県公害防止条例施行規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十一号

鳥取県公害防止条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県公害防止条例（昭和四十六年十月鳥取県条例第三十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(粉じん関係特定施設)

第二条 条例第二十七条第二項の規則で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

(粉じん関係特定施設の設置等の届出)

第三条 条例第二十八条第一項及び第三項並びに第二十九条第一項の規定による届出は、様式第一号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第二十八条第二項（条例第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 粉じん関係特定施設の配置図

二 粉じんを処理し、又は粉じんの飛散を防止するための施設の配置図

(粉じん関係特定施設の構造等に関する基準)

第四条 条例第三十条の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準は、別表第二のとおりとする。

(汚水関係特定施設)

第五条 条例第三十三条第二項第一号の規則で定める施設は、別表第三に掲げる施設とする。

(水素イオン濃度等の項目)

第六条 条例第三十三条第二項第一号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

一 水素イオン濃度

二 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量

三 浮遊物質量

四 ノルマルヘキササン抽出物質含有量（鉱油類含有量に限る。）

五 大腸菌群数

(排水基準)

第七条 条例第三十四条第一項の排水基準で同条第二項の有害物質による排水の汚染状態以外の排水の汚染状態に係るものは、別表第四の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる施設につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(污水関係特定施設の設置の届出)

第八条 条例第三十五条及び第三十六条の規定による届出は、様式第二号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第三十五条第七号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 排水の汚染状態及び量

二 用水及び排水の系統

(污水関係特定施設の構造等の変更の届出)

第九条 条例第三十七条の規定による届出は、様式第三号による届出書によつてしなければならない。

(排水の汚染状態の測定)

第十条 条例第四十四条第一項の規定による排水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行なうものとする。

一 当該污水関係特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について、当該排水基準の検定方法により行なうこと。

二 測定の結果は、様式第四号による水質測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。

(地下浸透禁止物質)

第十一条 条例第四十五条第一項の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一 カドミウム及びその化合物

二 シアン化合物

三 有機燐化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)

四 鉛及びその化合物

五 クロム及びその化合物

六 砒素及びその化合物

七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

八 銅及びその化合物

九 亜鉛及びその化合物

十 フェノール類

(騒音関係特定施設)

第十二条 条例第四十六条第一項の規則で定める施設は、別表第五に掲げる施設とする。

(騒音関係特定施設の設置等の届出)

第十三条 条例第四十八条第一項及び第四十九条第一項の規定による届出は、様式第五号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第四十八条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 工場又は事業場の事業内容

二 常時使用する従業員数

三 騒音関係特定施設の型式及び公称能力

四 騒音関係特定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第四十八条第二項(条例第四十九条第二項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、騒音関係特定工場等及びその附近の見取図とする。

(騒音関係特定施設の数等の変更の届出)

第十四条 条例第五十条第一項の規定による届出は、条例第四十八条第一項第三号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第六号、条例第四十八条第一項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第七号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第四十八条第一項第三号に掲げる事項の変更に係る届出書には、当該変更に係る騒音関係特定施設の種類ごとに前条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 条例第五十条第一項ただし書の規則で定める範囲は、条例第四十八条第一項、第四十九条第一項又は第五十条第一項の規定による届出に係る騒音関係特定施設の種類の数とを減少する場合及びその数を当該騒音関係特定施設の種類の数に直近の届出により届け出た数の二倍以内の数に増加する場合とする。

(深夜騒音の規制基準)

第十五条 条例第五十八条第一項の規則で定める基準は、別表第六のとおりとする。

(氏名の変更等の届出)

第十六条 条例第三十二条第一項において準用する条例第二十二條、第四

十條又は第五十二条の規定による届出は、条例第二十八条第一項第一号若しくは第二号、第三十五条第一号若しくは第二号又は第四十八条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第八号による届出書によつて、粉じん関係特定施設、汚水関係特定施設又は騒音関係特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第九号による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第十七条 条例第三十二条第一項において準用する条例第二十三條第三項、第四十一條第三項又は第五十三條第三項の規定による届出は、様式第十号による届出書によつてしなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第十八条 条例第六十条第二項の証明書の様式は、様式第十一号のとおりとする。

(届出書の提出部数及び経由)

第十九条 条例の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

2 条例の規定(第三章第三節第一款及び第三款の規定を除く。)による届出は、所轄の保健所の長を経由してしなければならない。

(事務の委任)

第二十条 条例に規定する知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、市町村長に委任する。

- 一 条例第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十二条又は第五十三條第三項の規定による届出の受理に関する事務
- 二 条例第五十一条、第五十四条第一項又は第五十八条第一項の規定に

よる勧告に関する事務

三 条例第五十四条第二項又は第五十八条第二項の規定による命令に関する事務

四 前各号に掲げる事務に伴う条例第六十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(鳥取県公害防止条例施行規則の廃止)

2 鳥取県公害防止条例施行規則(昭和四十五年六月鳥取県規則第五十二号)は、廃止する。

別表第一

一 パーク炭(のこくず、木皮等を炭化させ、微粉炭にしたものをいう。)の製造施設及び貯蔵施設

二 打綿機及び混打綿機

別表第二

次の各号のいずれかに該当すること。

一 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。

二 フード及び集じん機が設置されていること。

三 戸、窓等が密閉されていること。

四 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

別表第三

一 旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第二項及び第三項に規定するホテル営業及び旅館営業に限る。)の用に供す

る調理施設

二 集団給食施設(栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)第九条の二第一項に規定する集団給食施設で、継続的に一回三百食以上又は一日七百五十食以上の食事を供給するものに限る。)の調理施設

三 ドラムかん更生業の用に供する洗浄施設(水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号に掲げる施設に係るものを除く。)

四 鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、自動車整備業及びガソリンステーションの用に供する車両洗浄施設(水質汚濁防止法施行令別表第一第七十一号に掲げる施設を除く。)

別表第四

項 目	施 設 名	許 容 限 度
水素イオン濃度	別表第三第一号及び第二号に掲げる施設	海域以外の公共用水域に排出させるもの 五・八以上八・六以下 五・〇以上九・〇以下
生物化学的酸素要求量 (単位一リットルにつき ミリグラム)	別表第三第一号及び第二号に掲げる施設	一六〇(日間平均一二〇)
化学的酸素要求量	別表第三第一号及び第二	一六〇(日間平均一二〇)

(単位一リットルにつき ミリグラム)	号に掲げる施設	
浮遊物質量 (単位一リットルにつき ミリグラム)	別表第三第一号及び第二号に掲げる施設	二〇〇(日間平均一五〇)
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量(鉱油類含有 量) (単位一リットルにつき ミリグラム)	別表第三第三号及び第四号に掲げる施設	二〇
大腸菌群数 (単位一立方センチメー トルにつき個)	別表第三第一号及び第二号に掲げる施設	日間平均三、〇〇〇

備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が五〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

て適用する。

4 この表に掲げる排水基準は、次の各号に定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

- 一 水素イオン濃度 日本工業規格K〇一〇二(以下「規格」という。八に該当する方法
 - 二 生物化学的酸素要求量 規格十六に該当する方法
 - 三 化学的酸素要求量 規格十三に該当する方法
 - 四 浮遊物質量 規格十・二・一のAに該当する方法
 - 五 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 昭和四十六年経済企画庁告示第二十一号附表第四に掲げる方法
 - 六 大腸菌群数 下水の水質の検定方法に関する省令(昭和三十七年厚生省建設省令第一号)に規定する方法
- 別表第五
クーリングタワー(送風機の原動機の定格出力が〇・七五キロワット以上のものに限る。)
- 別表第六

一 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第三条第一項の規定に基づいて指定された第三種区域及び知事が別に定める区域	五〇ホン
二 騒音規制法第三条第一項の規定に基づいて指定された第四種区域及び知事が別に定める区域	六五ホン
三 一及び二に掲げる区域以外の区域	四五ホン

備考

- 1 ホンとは、計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第五条第四号に定める騒音の大きさの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、日本工業規格C一五〇二に定める指示騒音計、C一五〇三に定める簡易騒音計又は国際電気標準会議のPub一七九に定める精密騒音計を用いて行なうものとする。この場合において、聴感補正回路は、A特性を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z八七三一に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (一) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (二) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合はその変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (三) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パーセントレンジの上端の数值とする。
 - (四) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の九十パーセントレンジの上端の数值とする。

様式第1号 (用紙 日本工業規格B5)

※整理番号	第 号	※受理年月日	年 月 日	※施設番号	第 号
<p>粉じん関係特定施設 (設置、構造等変更、使用) 届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称及び住所並びに法 届出者 人にあつてはその代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">ⓐ</p> <p style="text-align: right;">届出の取扱者 氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号 局 番</p> <p>鳥取県公害防止条例 (第28条第1項、第28条第3項、第29条第1項) の規定により、粉じん関係特定施設について、次のとおり届け出ます。</p>					
工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
粉じん関係特定施設の種 類					
粉じん関係特定施設の構造並びに使用及び管理の方法		別紙のとおり	※審査結果		
※備 考					

- 備考 1 変更の届出の場合は、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 () 内の事項については、該当事項を○でかこむこと。
- 3 ※印の欄には記載しないこと。

別紙

名称及び型式				
設置年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日
規模	打綿機	原動機の定格出力 (KW)		
		月間処理量 (kg/月) (最大)		
	バーク炭	製造施設の面積 (㎡)		
		貯蔵施設の面積 (㎡)		
		月間製造量 (トン/月)	最大 通常	最大 通常
使用及び管理の方法	粉じん関係特定施設が設置されている建物の概要	粉じんの漏出部分の有無		
		建物構造	1 鉄骨 2 鉄筋コンクリート 3 木造 4 モルタル 5 その他	1 鉄骨 2 鉄筋コンクリート 3 木造 4 モルタル 5 その他
		窓	1 開放できるもの 2 開放できないもの	1 開放できるもの 2 開放できないもの
		出入口	1 一重戸 2 二重戸	1 一重戸 2 二重戸
フ集じん機	フード及び集じん機の種類・型式			
	集じん効率 (%)			
	送風機の原動機の定格出力 (KW)			
戸、窓等の状況				
その他の方法				
その他参考事項	建物と隣家との距離 (m)			
	作業時期		1 年中作業 2 季節変動 (最盛期 月)	1 年中作業 2 季節変動 (最盛期 月)
	通常使用する従業員数 (人)			
	附近見取図 (民家を含む。)		別紙のとおり	別紙のとおり

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、使用届出の場合は設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 当該施設及び粉じんの処理又は防止のための装置 (フードを含む。) の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添附すること。
- 3 その他の方法の欄には、その他粉じんの飛散を防止するために有効な措置を記載すること。

様式第2号 (用紙 日本工業規格B5)

※整理番号	第 号	※受理年月日	年 月 日	※施設番号	第 号
污水関係特定施設 (設置、使用) 届出書 年 月 日 職 氏 名 殿 届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 <div style="text-align: right;">㊟</div> 届出の取扱者 氏名 電話番号 局 番 鳥取県公害防止条例 (第35条、第36条) の規定により、污水関係特定施設の (設置、使用) について、次のとおり届け出ます。					
工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
污水関係特定施設の種類					
△污水関係特定施設の構造	別紙1のとおり	※審査結果			
△污水関係特定施設の使用の方法	別紙1のとおり				
△污水等の処理の方法	別紙2のとおり	※備考			
△排水水の汚染状態及び量	別紙3のとおり				
△用水及び排水の系統	別紙4のとおり				

- 備考 1 () 内については、該当するものを○でかこむこと。
 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 4 別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格B5とすること。

別紙 1

汚水関係特定施設の種別及び数								
着手予定年月日		年		月		日		
完成予定年月日		年		月		日		
使用開始予定年月日		年		月		日		
汚水関係特定施設の	1日の使用時間	常時	午前 午後	時から	午前 午後	時まで		
		最盛期	午前 午後	時から	午前 午後	時まで		
特定施設の	1日の排出量	常時	m ³					
		最大	m ³					
の使用の	水源別取水量	常時	上水道	工業用 水道	地下水	(ポンプのHP、1日の使用 時間、給水管の口径)	温泉	その他
			m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日		IP 時間/日	mm
の方法	使用目的	上水道水	工業用水	地下水	温泉水	その他の水		
汚水関係特定施設の構造	(主要寸法を記入すること。)							

別紙2

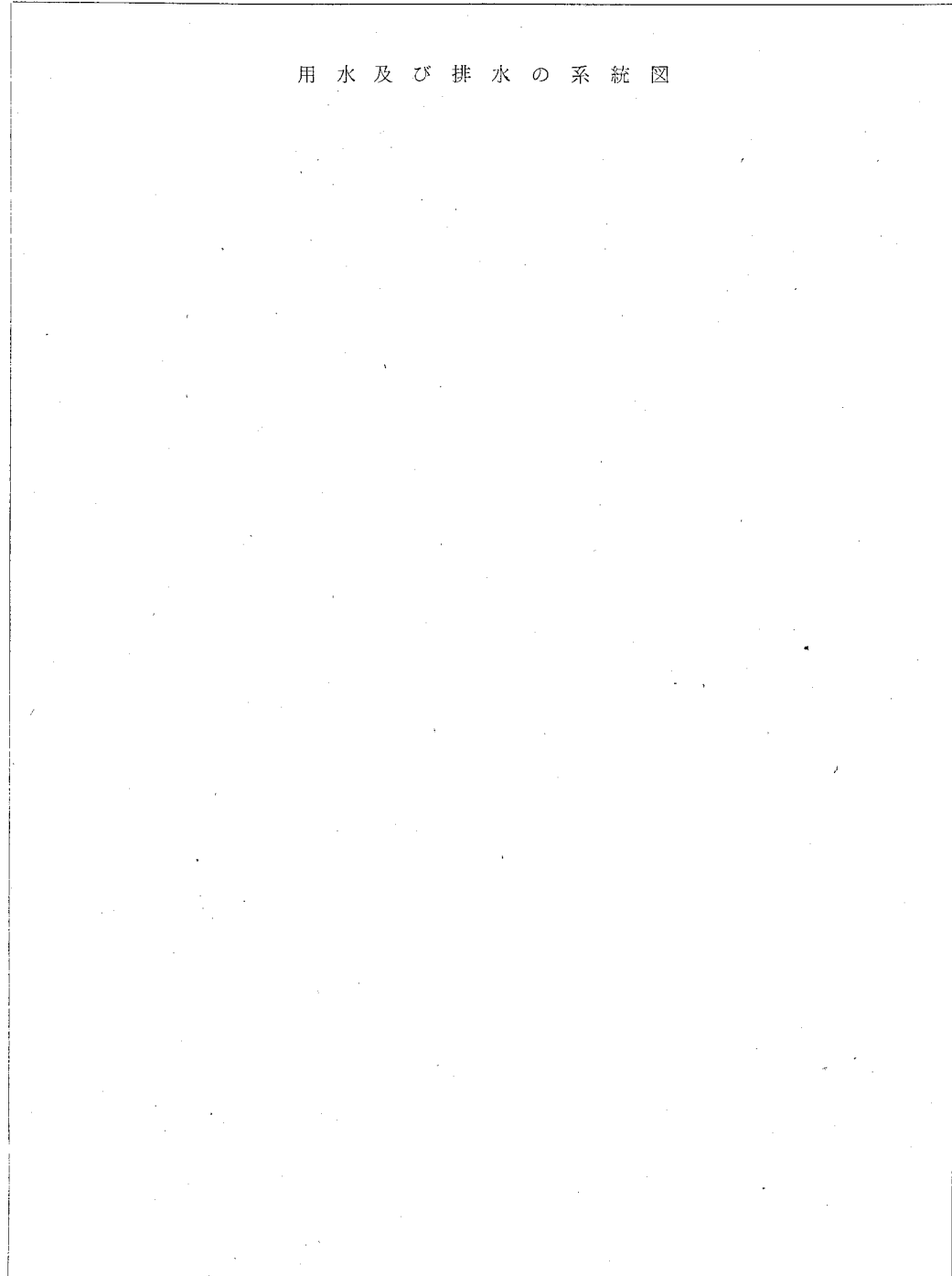
汚	汚水処理施設の種類、名称及び数							
	着手予定年月日		年	月	日			
	完成予定年月日		年	月	日			
	使用開始予定年月日		年	月	日			
水	使用状況	常時	午前 午後	午前 時から 午後	午前 時から 午後	時まで		
		最盛期	午前 午後	午前 時から 午後	午前 時から 午後	時まで		
等	消耗資材の1日当り用途別使用量 kg(l)/日	消耗資材名	中和	凝集	酸化	その他()		
の	処理	汚水処理によつて生ずる残査	種類	1月間の生成量 トン(m ³)	処理方法の概要			
方	法	汚水の処理状態	区分	処理前の汚濁状態		処理後の汚濁状態		
			項目	通常値	最大値	通常値	最大値	
			PH					
			BOD mg/l					
			COD mg/l					
			SS mg/l					
			大腸菌群数 個/ml					
油分 mg/l								
の	排出水の排出方法	排出口の数	箇所					
		排出先	河川、湖沼、海域、農業用水路、下水路、その他()					

別紙3

排出水の汚染状態及び量	排出口の名称		排水の状態		通常値		最大値	
	項目	通常値	最大値	通常値	最大値	通常値	最大値	
排出水の汚染状態及び量	排出口における排水の汚染状態	PH						
		BOD (mg/l)						
		COD (mg/l)						
		SS (mg/l)						
		大腸菌群数 (個/ml)						
		油分 (mg/l)						
		排水量 (m ³ /日)						
その他	敷地面積 m ²	建築面積 m ²	従業員数 人	工場、事業場の規模				
汚水処理施設の構造	(主要寸法を記入すること。)							

別紙4

用 水 及 び 排 水 の 系 統 図



- 備考 1 用水及び排水の系統については、用水（青）及び排水（赤）の色分けをすること。
- 2 配置図には、建物の用途を記入すること。
- 3 適当な図面があれば、それによることできる。

様式第3号 (用紙日本工業規格B5)

※整理番号	第 号	※受理年月日	年 月 日	※施設番号	第 号
汚水関係特定施設構造等変更届出書 年 月 日 職 氏 名 殿 届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 届出の取扱者 氏名 電話番号 局 番 鳥取県公害防止条例第37条の規定により、汚水関係特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。					
工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
汚水関係特定施設の種類					
△ 汚水関係特定施設の構造 (汚水関係特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、用水及び排水の系統)		別紙のとおり		※審査結果	
				※備考	

備考 1 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

4 別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格B5とすること。

水 質 測 定 記 録 表

様式第4号

測定年月日 及び時刻	測 定 場 所		汚水関係特 定施設の使 用状況	採 水 者	分 析 者	測 定 項 目				備 考
	名 称	排 水 量 (m^3 /日)								

備考 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

様式第5号

※整理番号	第 号	※受理年月日	年 月 日	※施設番号	第 号
騒音関係特定施設（設置、使用）届出書					
年 月 日					
職 氏 名 殿					
届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名					
Ⓜ					
届出の取扱者 氏名					
電話番号 局 番					
鳥取県公害防止条例（第48条第1項、第49条第1項）の規定により、騒音関係特定施設の（設置、使用）について、次のとおり届け出ます。					
工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
工場又は事業場の事業内容					
常時使用する従業員数					
使用開始年月日		年 月 日	△騒音の防止の方法	別紙のとおり	
※審査結果					
※備考					
騒音関係特定施設の種類	型 式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考 1 ()内の事項については、当該事項を○印でかこむこと。
- 2 ※印の欄には記載しないこと。
- 3 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音への設置等騒音の防止に関して講じている措置又は講じようとする措置を明らかにするとともにできる限り図面、表等を利用すること。
- 4 別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格B5とすること。

00153

様式第6号 (用紙 日本工業規格B5)

※整理番号	第 号	※受理年月日	年 月 日	※施設番号	第 号
-------	-----	--------	-------	-------	-----

騒音関係特定施設の種別ごとの数の変更届出書

年 月 日

職、氏 名 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

㊤

届出の取扱者 氏名
電話番号 局 番

鳥取県公害防止条例第50条第1項の規定により、騒音関係特定施設の種別ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
※審査結果	
※備考	

騒音関係特定施設の種別	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)

- 備考 1 騒音関係特定施設の種別ごとの数に変更がある場合であつても、鳥取県公害防止条例第50条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該施設の種別については、記載しないこと。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第7号 (用紙 日本工業規格B5)

※整理番号	第 号	※受理年月日	年 月 日	※施設番号	第 号
<p>騒音防止方法変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつては代表者の氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">届出の取扱者 氏名 電話番号 局 番</p> <p>鳥取県公害防止条例第50条第1項の規定により、騒音の防止の方法の変更について、次のとおり届け 出ます。</p>					
工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
騒音の防止の方法	変 更 前	変 更 後			
	別 紙 の と お り				
※審 査 結 果					
※備 考					

備考 1 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できるかぎり、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対象させること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第8号(用紙 日本工業規格B5)

※整理番号	第 号	※受理年月日	年 月 日	※施設番号	第 号
氏 名 等 変 更 届 出 書					
年 月 日					
職 氏 名 殿					
届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 Ⓞ					
届出の取扱者 氏名 電話番号 局 番					
<p>(氏名、名称、住所、所在地)に変更があつたので、鳥取県公害防止条例(第32条において準用する第22条、第40条、第52条)の規定により、次のとおり届け出ます。</p>					
変更の 内 容	変更前				
	変更後				
変 更 年 月 日		年 月 日			
変 更 の 理 由					
※備 考					

備考 1 ()内の事項については、該当事項を○でかこむこと。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第9号 (用紙 日本工業規格B5)

※整理番号	第 号	※受理年月日	年 月 日	※施設番号	第 号
<p>特 定 施 設 使 用 廃 止 届 出 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">Ⓞ</p> <p style="text-align: right;">届出の取扱者 氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号 局 番</p> <p>(粉じん、汚水、騒音) 関係特定施設の使用を廃止したので、鳥取県公害防止条例(第32条において準用する第22条、第40条、第52条)の規定により、次のとおり届け出ます。</p>					
工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
特定施設の種類					
特定施設の設置場所					
使用廃止の年月日		年 月 日			
使用廃止の理由					
※備 考					

備考 1 ()内の事項については、該当事項を○でかこむこと。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第10号 (用紙日本工業規格B5)

※整理番号	第 号	※受理年月日	年 月 日	※施設番号	第 号
承 継 届 出 書					
年 月 日					
職 氏 名 殿					
届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつてはその代表者の氏名					
Ⓜ					
届出の取扱者 氏名					
電話番号 局 番					
<p>(粉じん、汚水、騒音) 関係特定施設に係る届出者の地位を承継したので、鳥取県公害防止条例(第32条において準用する第22条、第41条、第53条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。</p>					
工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
特定施設の種別					
特定施設の設置場所					
承継の年月日		年 月 日			
被承継者	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名				
	住 所				
承継の原因					
※備考					

備考 1 ()内の事項については、該当事項を○でかこむこと。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

様式第11号 (縦8センチメートル、横12センチメートル)

(表)

		第	号
鳥取県公害防止条例第60条第2項の規定による身分証明書			
所 属			
職 氏 名			
氏 名	年	月	日 生
	年	月	日 交 付
	職 氏 名		圖

(裏)

鳥取県公害防止条例抜すい

(報告及び検査)

第六十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生し、若しくは発生させるおそれがある者に対して、必要な報告を求め、又はその職員に、工場、事業場その他の場所に立ち入り、施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十七条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

二 第六十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

鳥取県公害防止条例施行規則抜すい

(事務の委任)

第二十条 条例に規定する知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、市町村長に委任する。

一 条例第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十二条又は第五十三条第三項の規定による届出の受理に関する事務

二 条例第五十一条、第五十四条第一項又は第五十八条第一項の規定による勧告に関する事務

三 条例第五十四条第二項又は第五十八条第二項の規定による命令に関する事務

四 前各号に掲げる事務に伴う条例第六十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】